

長野県情報共有システム機能仕様書

(令和7年4月1日現在)

(目的)

第1条 情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

(システム機能要件)

第2条 情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムについて、工事の場合は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 5.6）」（令和6年3月 国土交通省）の機能を満たすものとする。

2 委託の場合は「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev. 1.6）」（令和6年3月 国土交通省）の機能を満たすものとする。

※機能要件を満たすシステムについては、国土交通省の機能要件対応状況一覧表を参照すること。

(システム運用条件)

第3条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の全ての条件を満たしたASP（Application Service Provider）方式で提供されるものとする。

- ① 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるOS（Windows等）の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ② 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ（Microsoft Edge等）、発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑤ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑥ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑦ システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑧ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- ⑨ 他の公共団体の使用実績を有するものであること。